

公募型樹木等採取試行応募要領

利根川上流河川事務所では、河川敷に繁茂する樹木の伐採をする方を公募します。
応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容及び現地条件を確認した上で応募してください。

1. 公募日 平成30年10月1日

2. 概要

(1) 名称 公募型樹木等採取に伴う公募（伊勢崎市柴町地先ほか）

(2) 目的

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを阻害するほか、河川の状況を把握するための巡視（河川パトロール）やカメラによる監視等の支障となることから、利根川上流河川事務所では伐採を行い、伐採した樹木については、処分場での処分を行っています。

これらの経費の縮減と木材資材の有効活用を図るため、公募型による樹木の伐採を試行します。

(3) 採取場所

①群馬県伊勢崎市柴町地先（利根川左岸、五料橋付近）

②群馬県佐波郡玉村町五料地先（利根川右岸、五料橋付近）

（別紙－資料1を参照）

なお、応募の際は、現地の状況を良くご確認ください。

(4) 採取する河川産出物の種類

採取は樹木を対象とし、樹種はハリエンジュ（ニセアカシア）が主となります。

(5) 採取期間

平成30年12月1日（土）から平成31年2月22日（金）まで

(6) 作業環境

作業に伴う進入路については、別紙－資料2及び資料3のとおりです。

(7) 試行の概要

河川の副産物の採取については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施工令（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）、あし及びかや等を対象に規定されています。

河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、刈草や伐木した樹木については、飼料、農業資材、燃料などに利用されるなど地域ニーズがあることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、更なる有効活用の促進から民間の許可受け者（以下「選定者」という。）と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担した取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

3. 公募への参加資格

(1) 個人による応募

①直近1年間の税を滞納している者でないこと。

(2) 団体（企業）による応募

①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

②公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

③直近1年間の税を滞納している者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 応募方法

応募については、別紙－1の応募様式に必要事項を記入、押印し、別紙－2の伐採作業計画書を添付の上、①の提出方法で、②の提出先（担当部局）へ、③の受付期間内に提出してください。

なお、選定後に必要な許可手続きの際に、別紙－1及び別紙－2の写しが必要となりますので、必ず写しを保存しておいてください。

①提出方法

郵送又は持参に限ります。

②提出先（担当部局）

関東地方整備局 利根川上流河川事務所 管理課 維持係
〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北2丁目19-1
電話 0480-52-3957

③受付期間

平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

郵送の場合は、平成30年10月31日（水）17時15分必着。

応募様式に記載されている応募者の氏名（団体（企業）の場合は団体名と代表者名）、住所及び連絡先は、応募者の選定結果の通知、当選後の連絡にのみ使用します。

5. 選定方法の概要

応募書類に基づき、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し、優れた者を選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

なお、上記の審査結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

選定結果の通知は、平成30年11月7日（水）以降、郵送にて応募者全員へ通知します。

もし、平成30年11月14日（水）までに通知が届かなかった場合は、速やかに前記4. ②の提出先（担当部局）へご連絡ください。

6. 選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める法第25条の許可に係る許可申請書（別紙-3、以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、申請書に応募様式（別紙-1）、伐採作業計画書（別紙-2）及び選定通知の写しを添付し、平成30年11月16日（金）までに下記の担当部局に持参又は郵送にて提出してください。期限までに申請書の提出がない場合は、辞退したと見なします。

【許可申請に係る担当部局】

関東地方整備局 利根川上流河川事務所 八斗島出張所
住所：〒372-0827 群馬県伊勢崎市八斗島乙913
電話：0270-32-0168

7. 作業にあたっての注意事項及び実施すべき安全対策等について

河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（利根川上流河川事務所）が、平常の河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行う場合があります。

作業にあたっては、下記について注意して実施してください。

- (1) 作業においては、関係法令等を遵守してください。
- (2) 作業時間は、8時30分～16時30分までとします。
- (2) 泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施してください。
- (3) 選定者が樹木等の採取及び搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
- (4) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (5) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (6) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応してください。
- (7) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。
なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。

8. 採取料徴収

今回は、河川法に基づく採取料の徴収は行わないものとします。

9. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行う事とします。

10. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は、許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外するなど、応募者の選定の判断材料とする場合があります。

11. 現地説明会

選定後、現地説明会を11月下旬に開催する予定です。

なお、開催日時等は選定者の通知に併せてお知らせします。

12. 応募要領及び応募書類に対する質問

(1) 応募要領及び応募書類に対する質問の提出

①提出方法：質問する場合は、持参又はFAXで書面により提出してください。

電話による質問にはお答えできませんので、ご注意ください。

質問書の形式は問いませんが、質問書には必ず回答を受ける方の氏名、電話番号、FAX番号を記載してください。

なお、企業の場合は担当部署等の記載もお願いします。

②提出先：関東地方整備局 利根川上流河川事務所 管理課 維持係

FAX番号 0480-52-7883

③受付期間：平成30年10月1日（月）から平成30年10月19日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(2) 質問に対する回答

①回答方法：質問者の方へ郵送又はFAXで書面による回答を行います。

②回答日：質問内容を取りまとめの上、平成30年10月24日（水）までに行います。

13. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者を選定者としていた場合には、決定を取り消します。

14. その他

(1) 現地状況（樹種、作業環境等）を確認し、了承した上で応募してください。

(2) 応募状況により、箇所の変更をお願いする場合があります。